

今治市荒廃農地再生利用事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、荒廃農地の解消と農地の有効活用を目的として、荒廃農地の再生利用に取り組む者に対し、予算の範囲内で今治市荒廃農地再生利用事業補助金を交付することについて、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象農地)

第2条 補助の対象となる農地（以下「対象農地」という。）は、現況調査により耕作がされておらず、客観的に見て通常の農作業では作物の栽培が不可能であると確認できる農地とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の農業振興地域内の農地
- (2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項又は農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定に基づき、5年以上の賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地

2 対象農地の面積は、公簿面積（1アール未満は切り捨て）とする。ただし、その一部のみを対象とする場合は、実測値の面積を用いるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、かつ、本市の区域内において農業を営む個人又は団体で、納期限が到来した市税を完納しているもののうち、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 認定農業者
- (2) 認定新規就農者
- (3) 集落営農組織
- (4) 地域計画の農業を担う者に位置付けられた農業者又は位置付けられる見込みのある農業者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、対象農地の樹木の伐採・抜根等の障害物の除去、排水施設の整備、深耕、客土、整地等に要する経費とする。

(補助額)

第5条 補助額は、1アール当たり10,000円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、今治市荒廃農地再生利用事業補助金交付申請書（別記様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、今治市荒廃農地再生利用事業補助金交付決定通知書

(別記様式第2号)により補助対象者にその旨を通知するものとする。

(補助事業の変更交付申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた補助対象事業(以下「補助事業」という。)について、補助金の額の増減を伴う経費の変更をしようとするときは、あらかじめ、今治市荒廃農地再生利用事業補助金変更交付申請書(別記様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止及び廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、今治市荒廃農地再生利用事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、今治市荒廃農地再生利用事業実績報告書(別記様式第5号)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、補助事業者が第3条に定める要件を満たさなくなったときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(農地の管理)

第14条 補助事業者は、補助事業により再生した農地を、農作物等の耕作が継続できるよう適正に管理しなければならない。

(指導監督)

第15条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(帳簿等の保存期間)

第16条 補助事業者は、規則第21条の規定により、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。